## 資料2

## 都市計画道路必要性再検証について



令和 2 年 3 月 2 4 日 (火) 都 市 計 画 課

## 本日説明すること

## 1. 必要性再検証の背景・目的・ながれ

■ 背景・目的

■ ながれ

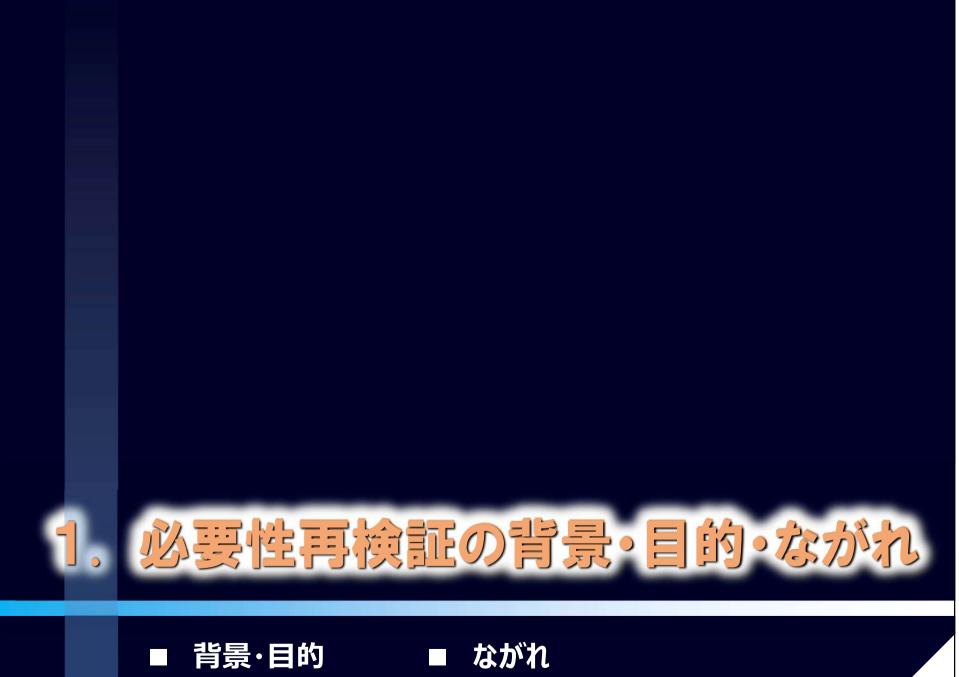
## 2. 必要性と合理性の検証

- ■対象路線
- 合理性の検証
- 必要性の検証
- 見直し候補路線(案)

## 3. 今後の予定

- 新道路網での検証
- 今後の予定

■ 合意形成



## 都市計画道路とは・・・

✓ 都市計画法の手続きを経て定められた道路

✓ 都市の骨格を形成し、安全で安心な市民 生活と機能的な都市活動を確保するための 基幹的な都市施設

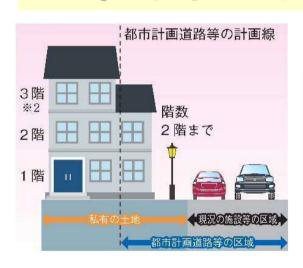
## 都市計画道路の機能

1 人や物資の移動のための「交通機能」

- 2 景観・日照権の確保や避難路等の収容空間としての「空間機能」
- 3 都市の骨格形成を促す「市街地形成機能」

## 都市計画道路を定めると・・・

✓ 道路の予定区域内における建築制限がある (都市計画法第53条など)



- ✓ 建築物は2階または3階建てまで
- ✓ 主要構造部は、RC構造等は不可

✓ 道路の整備に必要な土地を自治体が先買い する制度がある(公有地の拡大の推進に関する法律)

## 都市計画道路の状況

✓ 本市の都市計画道路の多くは、昭和30年代に急激な人口や交通量の増加、市街地の拡大に対応するための道路網として決定

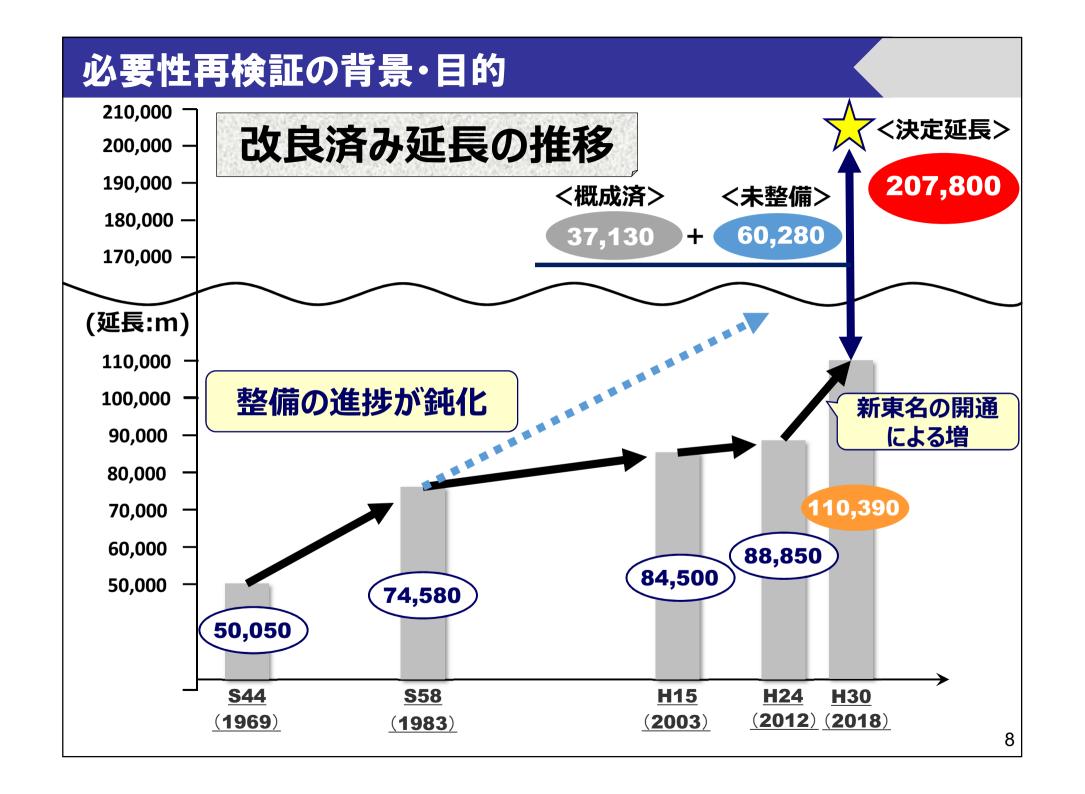
整備 状況 取り巻く環境



2つの観点から整理すると・・・

整備状況

✓ 長期間にわたり未整備・ 未着手の路線・区間がある



## 都市計画道路の整備状況



※概成済・・・都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道 (概ね計画幅員の2/3以上の幅員を有する道路)

(平成31年3月現在)

## 整備が進まなかった背景

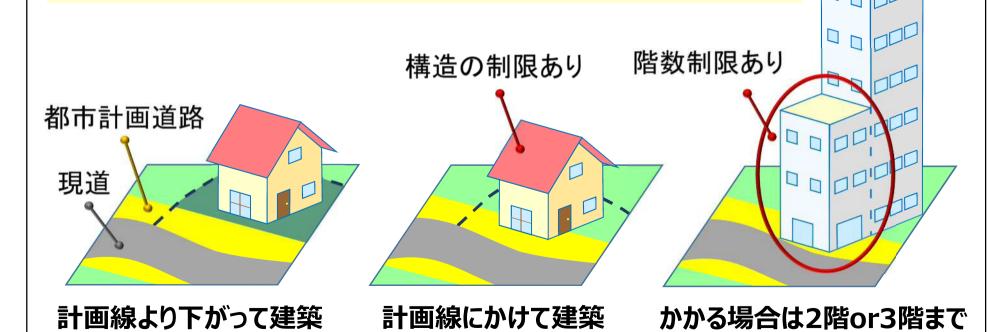
主な理由

- 1. 建築物の増加により事業費が増大
- 2. 建築物の増加により事業が長期化
- 3. 新規公共投資の縮減 etc

整備が進まないことで、様々な影響が・・・

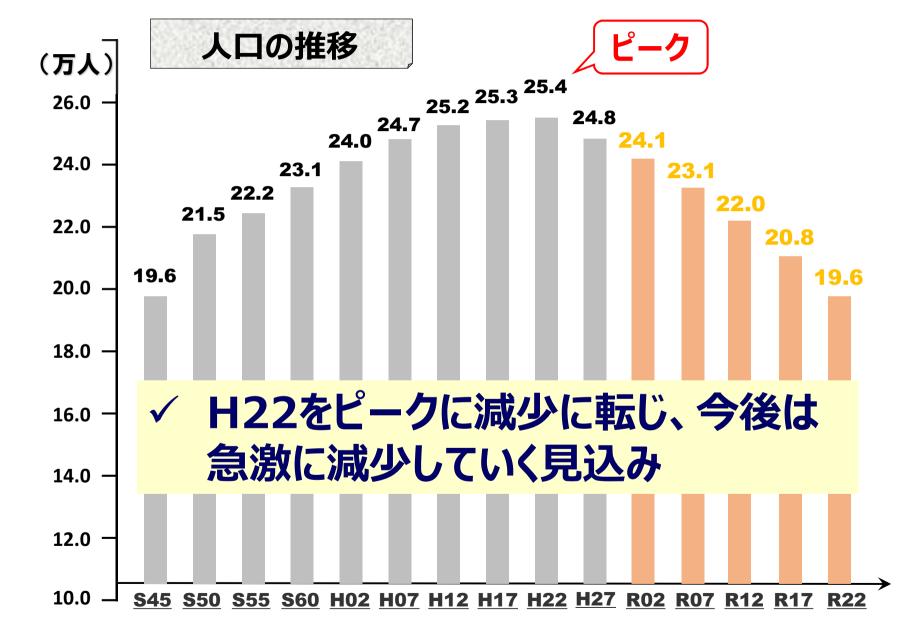
## 整備が進まないことによる影響

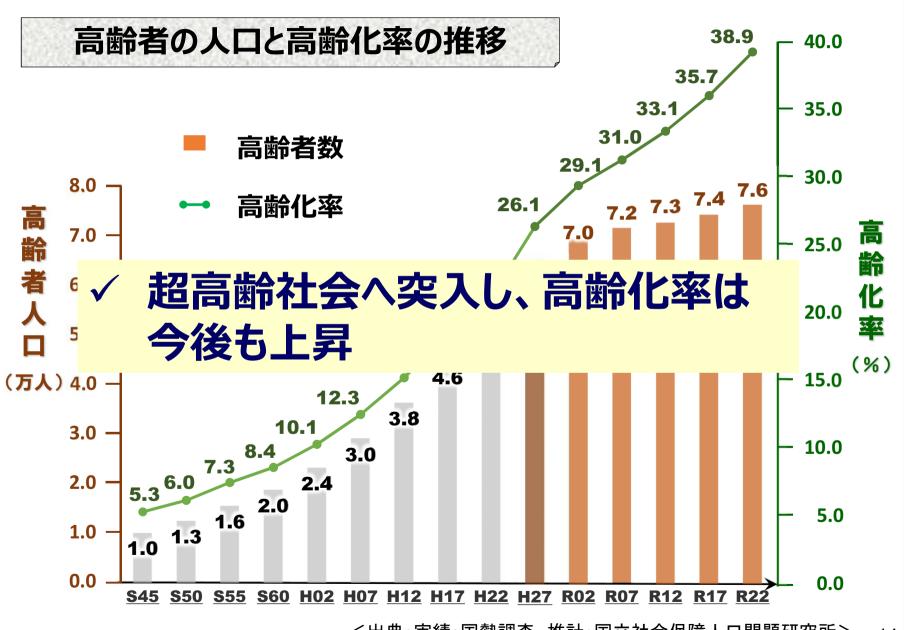
- ✓ いつ事業に着手するのか分からないので 土地利用計画が立てづらい
- ✓ 建築に制限をかけられたままの状態





- ✓ 人口減少や少子高齢化
- ✓ 人の動きの変化
- ✓ 財政的な制約

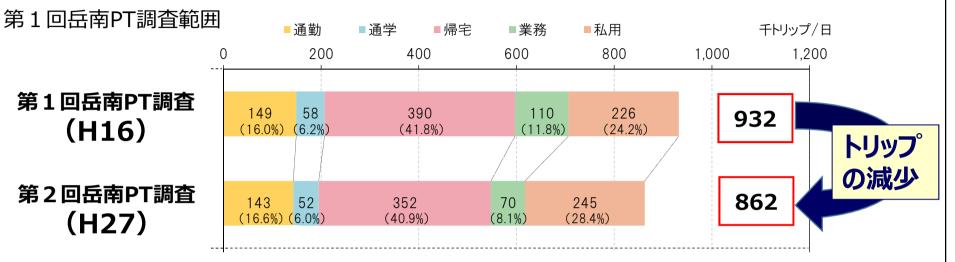




#### 人の動きの変化

第1回兵南PT調査 (H16)

第2回岳南PT調査 (H27)



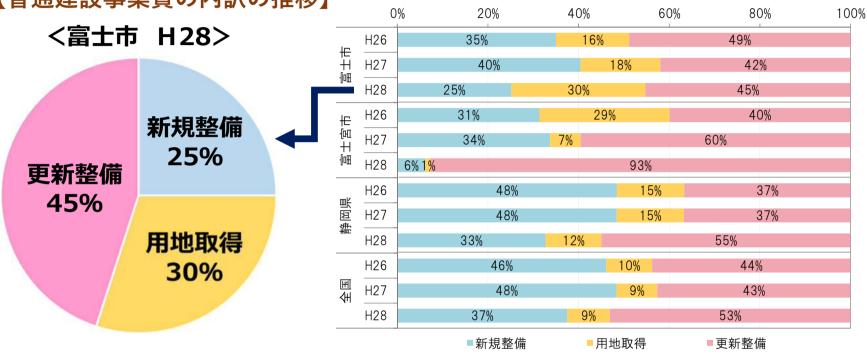
く出典:岳南都市圏都市交通マスタープラン>

- ✓ トリップ (=人の動き)が減少している
- ✓ 少子高齢化の影響により、通勤や通学、 帰宅、業務目的のトリップが減少している

## 交通量が減少する見込み!

#### 財政的な制約

#### 【普通建設事業費の内訳の推移】



く出典:岳南都市圏都市交通マスタープランより抜粋・加工>

#### ✓ 更新整備の割合が増加傾向

## 新規整備はより難しくなる見込み!

整備 状況 ✓ 長期間にわたり未整備・未着手の路線・ 区間がある





- ✓ 人口減少や少子高齢化
- ✓ 人の動きの変化
- ✓ 財政的な制約

これらを背景に・・・

目的

都市計画道路各路線(区間)の必要性 や合理性を個々に評価した上で、将来の交 通量推計をもとに、道路網(ネットワーク) として必要な路線であるか検証すること



都市計画道路各路線(区間)の必要性 や合理性を個々に評価した上で、将来の交 通量推計をもとに、道路網(ネットワーク) として必要な路線であるか検証すること



- ※整備を行う時期や内容を検証するものではありません。
  - …整備時期については、 道路整備プログラム更新の際に検討します!
    - →整備時期を 短期・中期・長期 に分けて示したもの

## なぜ、今、再検証を実施しているか?

- ✓ 第2回岳南PT調査(H27~H30)により、 最新の「将来交通量推計」を算出した
- ✓ 都市計画は適時・適切に見直すことが望ましく、都市計画道路網の再構築を行うべきと考えた

平成19年~平成23年

都市計画道路の必要性再検証を実施 19路線について、一部区間又は全線を廃止

令和元年~ 本市では2回目の

都市計画道路の必要性再検証に着手

#### 必要性再検証のながれ

#### 富士市都市計画道路必要性再検証 ガイドライン



平成 21 年 3 月

富士市



検証の手順や観点を示したもの

本ガイドラインに沿って、 検証作業を進めています。

検証の流れは次のとおり・・・

#### 必要性再検証のながれ

STEP0

再検証対象路線の抽出

STEP1

必要性の検証

STEP2

合理性の検証



現決定を維持(案)

見直し候補路線(案)

に分類

本日はここまで報告

作業中

STEP3

新道路網での検証

現決定を維持(案)

変更·廃止(案)

に分類

関係者や地域住民と合意形成

都市計画法に基づく手続きを行う

#### 見直し候補路線(案)

### 見直し候補路線(案)



## 見直し候補路線(案)とは・・・・

※見直しの可能性があると仮定した路線(区間)

#### STEP3

新道路網の検証で、**その区間がないと仮定した場合** 

- ・ 新たに渋滞の発生が予想される
- ・ 将来都市像との整合が図れない 等

#### 現決定を維持(案)

となります。

## 2. 必要性と合理性の検証

■ 対象路線

■ 合理性の検証

■ 必要性の検証

■ 見直し候補路線(案)

24

#### 対象路線

#### **STEPO**

#### 再検証対象路線の抽出

• 本市で決定されているすべての都市計画道路

75路線

- ✓ すべての区間において改良済みの路線
- ✓ すべての区間において概ねの用地が確保され機能を果たしている路線
- ✓ 全線供用の見込みがある路線

対象外 46**路線** 

29路線

# 対象路線 区間に分割 現道 1路線を現道 などで分割 拡大 25

#### 対象路線

#### 区間に分割、再検証対象区間の抽出

・ 区間に分割

29路線
111区間

✓ 改良済み・概成済み等の区間

対象外 43区間

STEP1

• 対象区間

68区間

# 対象路線 凡例 再検証対象 再検証対象外

27

STEP1

#### 必要性の検証

• 対象区間

- 68区間
- ✓ 渋滞緩和に資する路線であるか?
- ✓ 防災機能を持った路線であるか? 等

## STEP1

## 必要性の検証

項目	検証の観点	
一般的 道路機能	·交通処理機能 (自動車交通)	1)渋滞緩和に資する路線である 2)同等規格の代替道路·計画がない
	·交通処理機能 (歩行者自転車交通)	3)自転車·歩行者の通行量が多い 4)沿道に集客施設がある
	·市街地形成機能 (土地利用促進)	5)市街地再開発事業に関連する6)土地区画整理事業に関連する
	•収容空間機能	7)電線類地中化などの整備計画がある8)下水道などの整備計画がある
防災· 観光機能	・防災機能	1)緊急輸送路の代替路線である 2)消防活動機能を担う
	·都市環境機能	3)景観形成計画に位置付けられている 4)観光施設がある

必要性の検証 STEP1 凡例 渋滞緩和に資する路線である 渋滞緩和 資する 資さない 再検証対象外 混雑度1.25以上 拡大 渋滞緩和に資する 将来 (R17) も道路の混雑が予測され、整備 によって渋滞緩和に資すると評価 30

STEP1

#### 必要性の検証

• 対象区間

- 68区間
- ✓ 渋滞緩和に資する路線であるか?
- ✓ 防災機能を持った路線であるか? 等



すべての区間で何らかの必要性が あることを確認

STEP2

68区間

#### 合理性の検証

STEP2

#### 合理性の検証

68区間

- ✓ 物理的・地形的な制約はどうか?
- ✓ 計画の実現性はどうか?



- ✓ 将来交通量との整合性は?
- ✓ 土地利用との整合性は?



## 合理性の検証

## STEP2

## 合理性の検証

項目	検証の観点	
実現性	・物理的 地形的な制約	1)大規模な構造物等が発生する 2)鉄道との交差が困難である 3)密集市街地内を通過し、抵触する支障物件 が多い
	・歴史的 文化的な資源	4)歴史的価値の高い支障物件がある 5)文化的価値の高い支障物件がある
	・計画の実現性	6)計画路線近傍に同等規模の路線がある 7)標準的幅員と比較し計画幅員が、道路構造 令の基準を満たしていない
妥当性	・将来交通量との 整合性	1)将来交通量の減少により、幅員・車線数の見直しが必要である
	・土地利用との 整合性	2)計画路線の整備によって、地域分断を招く

33

## 合理性の検証/実現性 合理性の検証 STEP2 凡.例 例)大規模な構造物等が発生する 大規模構造物 発生する 発生しない 再検証対象外 大規模構造物 橋梁 一級河川 拡大 トンネル 橋梁 東名高速道路との交差部に橋梁・トンネル等 が必要となるため、合理性は低いと評価 34

#### 合理性の検証/妥当性

STEP2

#### 合理性の検証

#### 例)将来交通量の減少により、幅員・車線数の見直しが必要



### 合理性の検証

STEP2

合理性の検証

68区間

- ✓ 物理的・地形的な制約はどうか?
- ✓ 計画の実現性はどうか?



- √ 将来交通量との整合性は?
- ✓ 土地利用との整合性は?



現決定を維持(案)

見直し候補路線(案)

17区間

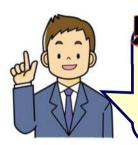
51区間

STEP3~

作業中

### 見直し候補路線(案) 再掲

## 見直し候補路線(案) 51区間



## 見直し候補路線(案)とは・・・・

※見直しの可能性があると仮定した路線(区間)

### STEP3 新道路網の検証で、その区間がないと仮定した場合

- ・ 新たに渋滞の発生が予想される
- ・ 将来都市像との整合が図れない 等

現決定を維持(案)

となります。

# 見直し候補路線(案) 凡例 見直し候補路線(案) 現決定を維持(案) 再検証対象外 38

## 必要性と合理性の検証 まとめ

### STEP0

再検証対象路線の抽出

改良済みの路線などを 対象外に

区間に分割

対象路線を区間に分割

再検証対象区間の抽出

改良済みの区間などを 対象外に

#### STEP1

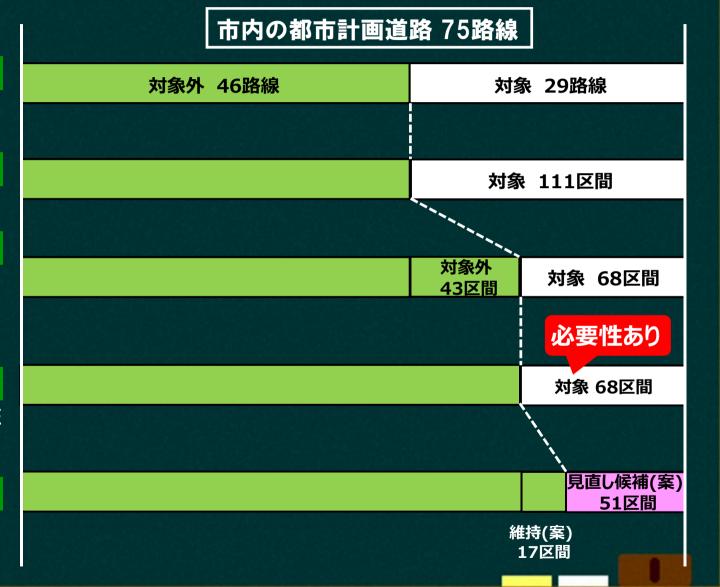
必要性の検証

68区間の必要性を検証

#### STEP2

合理性の検証

68区間の合理性を検証



# 3. 今後の予定

- 新道路網での検証 合意形成
- 今後の予定

STEP3

### 新道路網での検証・作業中

51区間

がなかった場合・・・

- (自動車の適切な交通処理は?
- √ 歩行者の適切な交通処理は?
- ✓ 公共交通施策との整合性は?
- ✓ 将来都市像との整合性は?

を検証

県や市の道路管理者とも協議を行ったうえで

新道路網での方向性

現決定を維持(案)

変更(案)

廃止(案)

STEP3

新道路網での検証に作業中



✓ 自動車の適切な交通処理は?

廃止により、周辺道路も含め渋滞が生じないか?



STEP3

新道路網での検証に作業中

- ✓ 歩行者の適切な交通処理は?
- 廃止により、歩行者ネットワークに問題は生じないか?



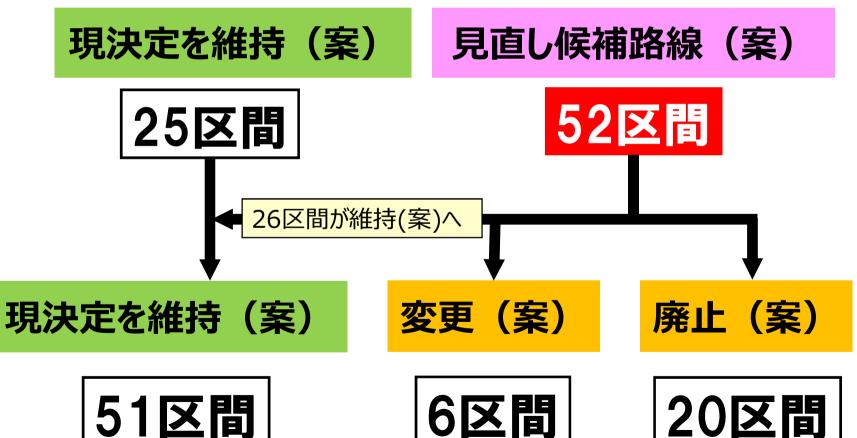
入山瀬駅からの歩行者ネットワークの形成にあたり、 代替路線がないため「現決定を維持(案)」となる





STEP3

H20の新道路網での検証では・・・



### 合意形成

STEP3

新道路網での検証・作業中

において、

新道路網での 方向性

変更(案)

廃止(案)



いずれも直ちに都市計画の変更を行うわけでは ありません。

事業化する際に改めて 検討します

地権者等との合意形成 が図られた上で、関係機 関との協議が済んだ区 間の手続きを開始します

上記以外は

現決定を維持(案)

となります。

### 今後の予定

**R2** 

- ✓ アンケート調査等で地権者の意向を把握
- ✓ ウェブサイト等を利用し情報提供
- ✓ 区間ごとの個別調査

**R3** 

- ✓ 説明会を開催し、合意形成を図る
- ✓ 区間ごとの関係機関協議

R4 以 隆

- ✓ 都市計画法に基づく手続き
- ✓ 都市計画道路の見直し

見 直 道路管理者など 作業の節目で都市計画審議 関 関 継続



# 今後も検証・見直し作業の節目で報告させていただきます。

